

(参考)

平成 23 年 6 月 15 日
内閣府自殺対策推進室
内閣府経済社会総合研究所自殺分析班
警察庁
厚生労働省

東日本大震災に関する自殺の実態把握について

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災に関する自殺の実態把握について、以下のとおり実施する。

1. 定義

「東日本大震災に関する自殺」とは、(1) から (5) のいずれかの要件に該当する自殺をいう。

- (1) 遺体の発見地が、避難所、仮設住宅又は遺体安置所であるもの。
- (2) 自殺者が避難所又は仮設住宅に居住していた者であることが遺族等の供述その他により判明したもの。
- (3) 自殺者が被災地（東京電力福島第一原子力発電所事故の避難区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域を含む。）から避難してきた者であることが遺族等の供述その他により判明したもの。
- (4) 自殺者の住居（居住地域）、職場等が地震又は津波により甚大な被害を受けたことが遺族等の供述その他により判明したもの。
- (5) その他、自殺の「原因・動機」が、東日本大震災の直接の影響によるものであることが遺族等の供述その他により判明したもの。

例えば、①遺書等に東日本大震災があったために自殺するとの記述があった場合
②生前、遺族等に対し、東日本大震災があったため自殺したい旨の発言があった場合

2. 手順

- (1) 警察庁において、(1)～(5) に定められた自殺について、毎月の自殺の原票データを渡す際に、該当する原票番号及び定義の該当番号 ((1)～(5)) を自殺分析班にまとめて伝達する。
- (2) 自殺分析班において、月別の集計・分析とは別に、速やかに震災に関する自殺について集計・分析を行い、亡くなった方や遺族のプライバシーに配慮し、全国又は都道府県別等の形式にて公表する。
- (3) 具体的な公表内容については、事前に分析班から自殺対策推進室・警察庁・厚生労働省に相談し、了解を得ることとする。

3. 実施開始時期

平成 23 年 6 月分の自殺原票データより実施する。

4. その他

- (1) 警察庁は、上記 1. (1) ~ (5) に該当するか否かにかかわらず、都道府県警察において把握した震災による自殺である旨の報道の写しを自殺対策推進室及び自殺分析班に提供する。ただし、1. (1) ~ (5) に該当する自殺に関連する報道である場合は、対応する原票番号を自殺分析班に伝達する。
- (2) 本件とは別に、自殺分析班による月別の集計・分析において原票の「生前の住居地の市町村」に基づき、被災地（災害救助法適用市町村）の集計を行う。